第四十四条第二項第一号	一　生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により請求者に係る本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）		
第四十四条第二項第三号	共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者	、当該共済組合	又は日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法施行規則
	第一号厚生年金被保険者期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の組合員	当該共済組合	がそれぞれ国民年金法施行規則
第四十四条第二項第八号の二	国民年金法施行規則第一条各号		
	国民年金法施行規則第一条第一項各号		
第四十四条第四項	4　第一項の裁定の請求が、平成六年改正法附則第八十条第一項若しくは第二項又は平成八年改正法附則第九十条第二項での規定による障害厚生年金に係るものであるときは、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める書類等（第二号に掲げる年金にあつては、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、同表の下欄に掲げる書類）を添えなければならない。ただし、第二項の規定により第一号から第三号までに掲げる書類を添えることができない場合においては、同項第一号から第三号までに掲げる書類は添えることを要しないものとする。 一　法による障害厚生年金の受給権を有していたことがある者にあつては、当該障害厚生年金 二　旧法による障害年金の受給権を有していたことがある者にあつては、当該障害年金 三　平成八年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法又は平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法による障害共済年金の受給権を有していたことがある者にあつては、当該障害共済年金		
	4　第一項の請求に関して、事業団はその事実について学校法人等に対し意見及び必要な書類の提出を求めることができる。		

第四十五条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名	
第四十六条（各号を除く。）	十日以内に	速やかに	
第四十六条第一号	及び住所	、住所及び氏名	
第四十七条の二第一項第三号	年金証書、旧法による障害年金証書又は旧船員保険法による障害年金証書	年金証書	
第四十七条の二第一項（各号を除く。）	障害厚生年金（昭和六十年改正法附則第七十八条第七項及び第八十七条第八項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年政令第三百三十七号）第三条第一項の規定に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号）第十五条及び第十九条の規定により受給権者とみなされる者に係るものを含む。以下この項（第二号を除く。）及び第五十条の二第一項（第二号を除く。）において同じ。）	障害厚生年金	
第四十七条の二第二項第一号	共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者	、当該共済組合	第一号厚生年金被保険者期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の組合員
		又は日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法施行規則	がそれぞれ国民年金法施行規則
第四十七条の三第一項（各号を除く。）	十日以内に	速やかに	
第四十七条の三第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名	
第四十七条の三第二項第二号	国民年金法施行規則第一条各号	国民年金法施行規則第一条第一項各号	
第四十八条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名	
	四　昭和六十年国家公務員共済改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法又は平成三年統合法附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第二条第一項第五号に規定する旧制度農林共済法による障害年金の受給権を有していたことがある者にあつては、当該障害年金 五　平成十三年統合法附則第二十五条第四項第十一号に規定する特例障害農林年金の受給権を有していたことがある者にあつては、当該特例障害農林年金		